

監事意見書

独立行政法人通則法第三十八条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成18年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

II 監査の結果

1. 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
3. 重要な会計方針の「8. 重要な会計方針の変更」に記載されている通り、当該事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損にかかる独立行政法人会計基準注解」を適用し、減損処理を行っている。当該変更は固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準等の適用に基づくものであり正当な変更と認める。また、当該減損の発生は中期計画等で想定した業務運営内でのものであるため損益に与える影響はない。

平成19年6月26日

独立行政法人 電子航法研究所

監事

最賀正明



監事

鈴木清

